

下関市監査委員公表第2号
令和6年(2024年)2月6日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文
同 秋 森 和 也
同 木 本 暢 一
同 田 中 義 一

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
出 納 室	
教 育 委 員 会	生涯学習課、1 公民館（菊川教育支所管内）、5 公民館（豊田教育支所管内）、4 公民館（豊浦教育支所管内）6 公民館（豊北教育支所管内）、中央図書館ほか6 図書館、美術館、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、10 小学校

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

出納室、教育委員会
令和5年4月1日から令和5年10月31日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

出納室、教育委員会
令和5年12月1日から令和6年1月31日まで

6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

出納室
[指摘事項] 及び [意見] なし
教育委員会 生涯学習課
[指摘事項] (1) 行政財産使用料（公民館施設使用料）の収入事務において、以下の事例が見受けられた。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。 ア 滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。 イ 履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。 (2) 前回監査の指摘事項に関連するものであるが、下関市子ども会連合会（以下「連合会」という。）が使用している青年の家多目的室の電気使用料について、実費の電気料金を算出する際に用いられる電気使用量を計るために連合会により子メータが設置されているが、前回監査の際、検定証印の有効期限が切れていることが判明したため新設されていた。今回監査にて当該子メータの有効期限を確認したところ、検定証印が見当たらず検定を受けたことを確認できなかった。計量法第16条第1項第2号の規定により、取引又は証明に使用する子メータは、指定検定機関が行う検定を受け、検定証印が付されたものを使用する必要があるが、所管課は取引に

	<p>使用できない子メータを使用して電気料金を算出し請求していた。関係法令等に基づき適正に事務処理されたい。</p> <p>(3) 公民館使用料の減免に係る意思決定について、以下のような不備が見受けられた。適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 決裁者の押印が漏れていたもの</p> <p>イ 決裁日が未記入のもの</p> <p>ウ 使用料等の額に誤りがあったもの</p> <p>[意見]</p> <p>なし</p>
教育委員会 1 公民館（菊川教育支所管内）	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
教育委員会 5 公民館（豊田教育支所管内）	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
教育委員会 4 公民館（豊浦教育支所管内）	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
教育委員会 6 公民館（豊北教育支所管内）	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
教育委員会 中央図書館ほか6 図書館	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可に係る事務において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。所要の措置を講じるとともに適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 建物の一部使用に係る行政財産使用許可に伴う使用料の算定について、当該建物の全部についての使用料の額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額に当該額の100分の10に相当する金額を加算した額を使用料とすることとなっているが、当該額の100分の8に相当する金額を加算した額を使用料と算定していた。</p> <p>イ 土地の使用に係る行政財産使用許可について、許可申請物件は電柱2本、支線柱1本、支線1本となっているが、支線が漏れて許可されていた。</p> <p>[意見]</p> <p>なし</p>
教育委員会 美術館	
	<p>[指摘事項]</p>

	<p>(1) 前回監査の意見に関連するが、必要があると認めるときは観覧料、特別観覧料及び使用料を徴収する時期を別に定めることができる旨を規定した下関市立美術館の観覧料等に関する規則第3条第4項の規定に基づき、平成23年5月1日に市長が決裁した文書により、特別観覧料の納入期限を「許可書の発行日から45日以内」とする旨を、また、使用料の納入期限を「施設使用の前日まで」とする旨を定め、運用している。しかしながら、同項に基づく別に定めることができる徴収時期は例外的な納期限であることから、改善措置報告により、納入通知書発行の伺いに理由を具体的に明記することとしたが、今回監査において、その理由は記載されていなかった。適正に事務処理されたい。</p> <p>[意見] なし</p>
<p>教育委員会 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム</p>	
	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[意見] (1) 前々回及び前回監査の意見で、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム（以下「人類学ミュージアム」という。）の使用できる施設を条文で明らかにするよう検討を求めていたが、条例や規則の整備は進んでいなかった。 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例に人類学ミュージアムの施設及び設備を使用しようとする者は、下関市教育委員会の許可を受けなければならないことが規定され、同条例施行規則に施設等の使用者は、あらかじめ下関市教育委員会に使用許可申請書を提出しなければならないことが規定されているが、使用できる施設について条文はなく、使用許可申請書の様式に記載されているのみである。また、当該様式には使用できる施設として「弥生パーク（公園）、人類学ミュージアム、レクチャールーム」が記載されているが、人類学ミュージアムの施設が規定されていないことなどから、それぞれどこを示しているのか明らかでない。条文において明らかになるよう条例を整備されたい。</p>
<p>教育委員会 10小学校</p>	
	<p>[指摘事項] 及び [意見] なし</p>

以上